**第十五期決算公告**

（平成二十八年三月三十一日現在）

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産　一、二二〇、四五三

固定資産　二六八、二六八

一、四八八、七二二

負債及び純資産の部

流動負債　四〇九、五三一

（一六二、五八五）

固定負債　九八、九八九

（五五、七〇九）

（役員退職慰労引当金）

（四三、二八〇）

負債の部合計　五〇八、五二一

株主資本　九八〇、二〇一

資本金　二二〇、〇〇〇

資本剰余金　二二〇、〇〇〇

資本準備金　五四〇、二〇一

利益剰余金　五四〇、二〇一

その他利益剰余金　五四〇、二〇一

（うち当期純利益）

（四五、八〇六）

純資産の部合計　九八〇、二〇一

負債及び純資産の部合計　一、四八八、七二二

平成二十八年六月十三日

愛知県安城市高棚町新道一番地

株式会社デンソー技研センター

代表取締役　湯川　晃宏

**第六期決算公告**

（平成二十八年三月三十一日現在）

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産　一一一、八九二

固定資産　一〇〇、三三三

資産の部合計　二一三、二二四

負債及び純資産の部

流動負債　一九四、七一八

（一、二一一）

負債の部合計　二九四、七一八

株主資本　△八一、四九三

資本金　三五、〇〇〇

資本剰余金　三五、〇〇〇

資本準備金　△一五一、四九三

△一五一、四九三

（五一、四〇一）

△八一、四九三

二一三、二二四

負債及び純資産の部合計

平成二十八年六月十日

愛知県刈谷市昭和町一丁目一番地

株式会社デンソーコミュニケーションズ

代表取締役　永井　立美

**配当公告**

高知県高岡郡四万十町八千数三一〇番地

破産者　高南観光開発株式会社

右の者に対する高知地方裁判所平成二十六年（フ）第三七三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二二四、九二二、〇六〇円

一、配当することのできる金額

金一五、〇八一、七七〇円

平成二十八年七月六日

高知県高知市本町四丁目一番一六号高知電気ビル八階　行田法律事務所

破産管財人　弁護士　重松健二郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県盛岡市茶畑二丁目一〇九番地六、最後の住所岩手県滝沢市葉の木沢山二九二番地一六　被相続人　亡　柳田ムツヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月六日

岩手県盛岡市本町通一丁目一五番二七号

相続財産管理人　松岡　佑哉

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍秋田県横手市平鹿町醍醐字釜ノ川一一四番地、最後の住所秋田県横手市横手町字六ノ口二七番地七　被相続人　亡　石川　黎悦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月六日

秋田県横手市大屋新町字大平五九三番地一

相続財産管理人　司法書士　川越　伸彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県福島市下鳥渡字三斗内三〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤　芳夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月六日

事務所　福島県福島市五老内町六番九号

相続財産管理人　弁護士　鈴木　芳喜

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都板橋区常盤台三丁目二九番、最後の住所東京都板橋区常盤台三丁目二九番一六号　被相続人　亡　篠　信明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月六日

事務所東京都中央区銀座一―二〇―七ウイング銀座田ビル三階佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木健二

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年７月６日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三井不動産リアルティ東北株式会社　②宮城県知事(6)3998　③代表取締役　大下和之　④仙台市青葉区本町二丁目４番６号　廃止した従たる事務所　仙台市青葉区国分町三丁目１番１号　⑤500万円　⑥宮城県知事　⑦仙台市青葉区国分町三丁目１番１号　仙台第一生命ビル　三井不動産リアルティ東北株式会社　代表取締役　大下和之

①イオンモール株式会社　②国土交通大臣(2)7682　③代表取締役　吉田昭夫　④千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１　廃止した従たる事務所　千葉県船橋市山手一丁目１番８号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１　イオンモール株式会社　代表取締役　吉田昭夫

①株式会社Ｎｅｔ24　②京都府知事(3)12145　③代表取締役　若村英記　④主たる事務所　京都府京都市上京区今出川通室町東入今出川町329番地13、廃止した従たる事務所　京都府京都市伏見区観音寺町205番地１　⑤500万円　⑥京都府知事　⑦京都府京都市上京区今出川通室町東入今出川町329番地13　株式会社Ｎｅｔ24　代表取締役　若村英記

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県長野市松代町三七五番地、最後の住所長野県長野市松代町清野一七三八番地　被相続人　亡　池田今朝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月六日

長野県長野市緑町一四二〇番地一一萩原ビル二階

相続財産管理人　弁護士　山崎　勝巳

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県上田市真田町長四二六六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石塚　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月六日

事務所長野県上田市中央西一丁目一三番四号　相続財産管理人　弁護士　大島　忍